

## 政令番号242 セレン及びその化合物

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成26年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道							2.7E+2	269.3
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県							1.3E+2	132.8
6	山形県							7.9E+1	79.5
7	福島県							7.6E+2	761.9
8	茨城県							2.2E+2	215.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県							1.4E+2	141.6
15	新潟県								
16	富山県							6.0E+1	59.9
17	石川県							1.4E+2	143.9
18	福井県							1.4E+2	143.9
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県							5.1E+2	509.9
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府							2.1E+2	211.7
27	大阪府							2.1E-1	0.2
28	兵庫県							6.1E+1	60.9
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県							1.1E+2	108.3
33	岡山県							1.7E+1	16.9
34	広島県							1.9E+2	186.5
35	山口県							1.3E+2	127.2
36	徳島県							3.6E+2	355.4
37	香川県								
38	愛媛県							1.3E+2	130.3
39	高知県								
40	福岡県							9.3E+1	92.8
41	佐賀県								
42	長崎県							3.6E+2	361.9
43	熊本県							1.7E+2	168.7
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県							1.2E+2	116.4
	全国							4.4E+3	4,395.3